

廿日市市不動産公売（期間入札）の流れ

この手続きは、市税等の滞納処分として廿日市市が差押えした不動産を公売するに当たり、入札期間を定め、その期間内に郵送による入札を受け付け、開札期日に開札を行い、最高価申込者を決定の上、売却するものです。

公売の申込み



公売保証金の提供



必要書類の提出



令和8年1月19日以降に、「廿日市市不動産公売の手続き」の2(2)アに記載された「廿日市市不動産公売用のメールアドレス」宛に公売参加申込み（公売保証金の振込先について問合せ）メールを送信してください。

送信日から2開庁日以内に、公売保証金の振込先の指定口座を電子メールで返信します。
※電子メールの送受信が困難な場合は、早めにご相談ください。

※公売財産が「農地等」のため、農業委員会が発行する「買受適格証明書」が必要です。
証明書の発行には期間を要しますので、入札期間に間に合うよう早めに申請してください。

令和8年2月9日から令和8年2月20日までの期間に、公売保証金を一括で指定口座に振り込んでください。（「振込」に限ります）

※公売保証金を提供した後、入札書等を提出してください。

公売保証金を提供後、令和8年2月17日から令和8年2月24日までの期間に、下記の必要書類を郵送用封筒（郵送用封筒への貼付用紙 様式7）を貼付により、書留で提出してください。

書類の様式は、廿日市市ホームページからダウンロードしてください。

書類を郵送した日の翌開庁日17時までに、郵送した旨をメールで送信してください。

必要書類

□ 共通（全員）

- ・入札書 様式1-1（共同入札する場合は、入札書（共同入札用） 様式1-2）
※入札書は入札書提出用封筒（入札書提出用封筒への貼付用紙 様式2）を貼付）に封入してください。
- ・陳述書（個人用 様式3-1 又は法人用 様式3-2）
- ・公売保証金振込通知書兼返還請求書 様式4
- ・農業委員会が発行する買受適格証明書（公売財産が買受適格証明書を要する農地等を含むため）

□ 入札者が法人の場合

- ・入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項 様式3-3
- ・商業登記簿謄本（全部事項証明書）

□ 陳述書に記載の者が宅地建物取引事業者又は債権管理回収事業者の場合

- ・宅地建物取引業の免許証等の写し
- ・債権管理回収業の許可証の写し

□ 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合

- ・自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項 様式3-4
- ・自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項 様式3-5

□ 共同入札する場合

- ・共同入札代表者の届出書 様式5
- ・委任状 様式6

□ 代理人が入札する場合

- ・委任状 様式6

入札書を作成し、
入札用提出用封筒に封入



封入 封入



一般書留又は簡易書留で提出

(裏面に続く)



開札

令和8年2月27日午前10時に開札します。
公売担当者以外の市職員が立会いの上、開札します。入札者が開札に立ち会う必要はありません。立ち会いする人は、**本人確認書類**（運転免許証等の顔写真付きのもの）を持参してください。代理人が立ち会う場合は、**本人確認書類及び委任状 様式6**が必要です。
最高価申込者と次順位買受申込者には、電子メール及び文書により連絡します。その他入札者には電子メールで開札結果をお知らせします。



買受代金の納付

令和8年3月16日に売却決定を行います。売却決定を受けた人は、令和8年3月16日午後2時までに、**買受代金**（買受代金＝落札額－公売保証金額）を一括で指定口座に振り込んでください。（「振込」に限ります）
買受代金の入金確認後に「売却決定通知書」を送付します。



権利移転手続

買受人は必要書類（別途案内します。）を添付し、執行機関（廿日市市）へ所有権移転の登記手続きの請求を行ってください。執行機関（廿日市市）は請求に基づき、所有権移転登記の手続きを行います。
※公売財産が「農地等」のため、農業委員会が発行する**許可書**若しくは**届出受理書**が必要です。

※公売は地方税法が準用する国税徴収法に基づいて行われるものであり、裁判所が民事執行法に基づいて行う不動産競売とは異なります。